

困ったときの保育サービス

保護者が急に病気になったり、夜間や休日に子どもを見てくれる人がいなくて困ったりすることはありますか。そういった時に子どもを預けられるサービスがあります。

病児保育

問 子育て支援課 ☎53-8419

病気などで、学校や保育園などに行くことができない場合や、お家で看護ができない場合に、一時的に保育します。

◆場所

恵寿総合病院 本館2階 病児保育室あんず(富岡町94番地)

◆対象

- 0歳から小学生 ●入院を必要としない程度の児童

◆定員

3人 ※事前に電話で予約してください。(☎52-3211 24時間対応)

◆定休日

土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日

◆利用料金表

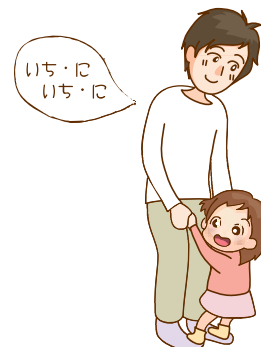
	利用時間	利用料(食事代を含む)
Aコース	8:00～17:00(9時間)	2,030円
Bコース	8:00～18:00(10時間)	2,250円
Cコース	8:00～13:00(5時間)	1,530円
Dコース	12:00～18:00(6時間)	1,740円

※支払いには、子育て応援サービス券(P18参照)を利用できます。

子どもと遊ぼう



親子で向かい合って両手をつなぎます。子どもは、親の右足の上に左足、左足の上に右足をのせます。親の両足に、子どもが乗っかる形で、つないでいる両手でバランスをとりながら、二人三脚のように、息を合わせて一歩ずつ前進します。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

病児保育利用料助成

一定の所得までの世帯を対象に、病児保育の利用料を助成します。

「子育て応援サービス券」を利用してお支払いされた分の利用料は、この助成の対象外です。

◆対象児童・助成額

- (1) 市町村民税非課税世帯の乳幼児・小学生 1人1日当たり 2,200円
- (2) 多子世帯の第2子以降(所得制限有り) 1人1日当たり 2,000円

手続きに必要なもの

- 領収書
- 振込口座通帳またはキャッシュカード(保護者名義)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 七尾市に転入した人で、七尾市に課税情報がない場合は、課税情報がわかる証明

延長保育

認定された保育時間を超えて保育する場合、延長保育となります。

費用は施設によって異なります。認定こども園・保育園一覧(P24参照)にお問い合わせください。

休日保育

日曜・祝日に常態的に就労などで家庭での保育が困難な場合に、子どもを預かります。

対象は2号認定か3号認定のどちらかを受けた園児です。

利用した場合は、平日に園をお休みする日(代替休日)が必要です。

実施施設	所在地	電話番号
幼保連携型認定こども園 ひまわり	千野町	57-2800
本宮のもり幼保園	本府中町	57-5220
ななおあいじこども園	天神川原町	52-3508
七尾みなとこども園	矢田町	53-3750
小丸山認定こども園	小島町	53-3700
浜岡幼保園	石崎町	62-3233
幼保連携型 和倉こども園	和倉町	62-3360

一時預かり

家庭で保育している保護者が病気や冠婚葬祭、習い事のある時など、必要な時間だけ一時的に子どもを預かります。

◆利用料金

施設によって異なります。

※支払いには子育て応援サービス券(P18参照)を利用できます。

◆申込先

- 認定こども園・保育園(P24参照)
- 親子ふれあいランド(本府中町ヲ部38番地 矢田郷地区コミュニティセンター内)

☎52-1476

【親子ふれあいランドの一時保育時間】

火曜日～日曜日 9:00～17:00

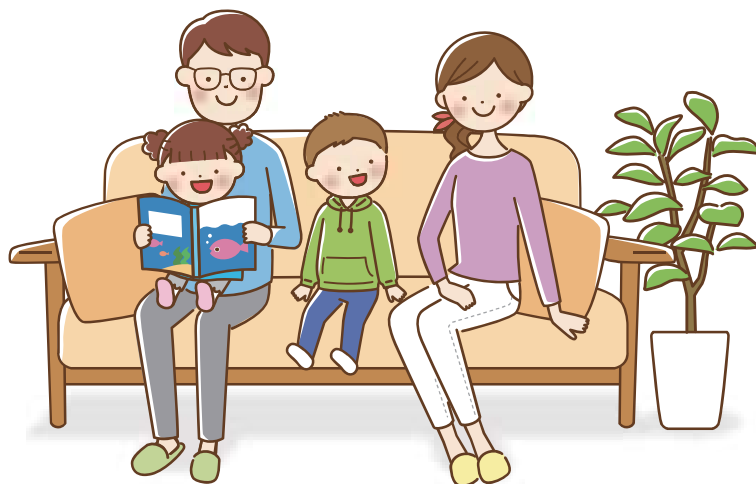
未就園児の定期的な預かり

問 子育て支援課 ☎53-8419

保育園や認定こども園に通っていない乳幼児を、保育園などへ定期的に預けることができます。

実施施設は七尾市ホームページで確認できます。

定員や利用時間、利用日数、利用料金などは、施設によって異なります。利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。



七尾市ファミリーサポートセンター

子どもを見てほしい人(依頼会員)と育児の手助けをしたい人(協力会員)がお互いに助け合い、地域における育児の相互援助活動を行う会員組織です。

こんなときに利用できます

- 保育園や放課後児童クラブなどの保育施設の開始前や終了後、休業日の預かり
- 保育施設などから自宅への送迎
- 保護者が病気や冠婚葬祭などの際の預かり

※子どもを預かる場所は、会員の自宅や公共施設などの場所で、会員の合意により決定します。

◆対象

おおむね生後3か月から小学6年生まで

◆利用料

1人当たり1時間700円

※支払いには、子育て応援サービス券(P18参照)を利用できます。

◆利用時間

7:00～20:00

◆利用方法

事前に登録が必要です。(登録料は無料です。)

ファミリーサポートセンターまでお問い合わせください。

◆お問い合わせ

七尾市ファミリーサポートセンター事務局

(本府中町ヲ部38番地 親子ふれあいランド内)

☎52-1476

受付時間 火曜日～日曜日 9:00～17:00(月曜日、12月29日～1月3日は休み)

協力会員(子育ての手助けを行いたい人)を募集しています

条件:18歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動できる人。

※活動前に七尾市主催の研修を受講していただきます。(年1回開催)